

赤磐市役所代表電話交換業務受託者選定プロポーザル実施説明書

赤磐市役所代表電話交換業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 目的

赤磐市役所代表電話交換業務を委託するにあたり、業務の効率化、住民サービスの向上のため、最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 赤磐市役所代表電話交換業務
- (2) 業務内容 別紙「赤磐市役所代表電話交換業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年11月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
 - ①準備期間 契約締結日から令和5年12月31日まで
 - ②履行期間 令和6年1月1日から令和7年11月30日まで
- (4) 提案上限額 月額700,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。
- (5) 支払条件 精算払い

3 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例(平成23年赤磐市条例第18号)第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (7) 過去5年間(平成30年度～令和4年度)に国や地方公共団体、民間企業等において、本業務に類似する業務受託実績があり、業務手法に精通している者であること。

4 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

①提案参加申込書（様式第1号） 1部

②会社概要（任意様式） 1部

※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。

③業務実績（任意様式） 1部

※過去5年間に受託した本業務と類似した実績を記載すること。

④法人登記簿謄本 1部

法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可とする。提出3カ月以内に発行されたもの。

⑤決算書又は財務諸表 1部

直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。

⑥委任状（任意様式） 1部

※支店等を代理人とする場合

⑦使用印鑑届出書（別記様式1） 1部

⑧印鑑証明書 1部

法人代表者印。提出3カ月以内に発行されたもの。

⑨未納がないことを証明する書類 1部

直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、契約先の所在地が岡山県の場合は、岡山県税（賦課する全ての税目）、契約先の所在地が赤磐市の場合は、赤磐市税（全ての税目）の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はその全ての税目についても納税証明書等を提出すること。

⑩誓約書（別記様式2） 1部

※任意様式はA4判で作成すること。

※参加申込書類④～⑩の書類については、令和5年度赤磐市入札参加資格者名簿に記載されている者は省略することができる。

(2) 提出期間 令和5年9月6日（水）から令和5年9月21日（木）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。また、郵送の場合は、令和5年9月21日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載すること。

(4) 提出先 赤磐市総合政策部秘書広報課

(5) 参加資格審査結果通知

- ①参加資格審査結果の通知は、令和5年9月25日（月）までに電子メールにて通知する。
- ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日（市の休日を除く。）以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書（様式第3号）により説明を求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日（市の休日を除く。）から起算して5日以内（市の休日を除く。）に回答書（様式第4号）により回答するものとする。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年9月6日（水）から令和5年9月14日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問のある提案参加者は、質問内容を質問書（別記様式3）に記入の上、電子メールにて提出すること。
※件名の先頭に「赤磐市役所代表電話交換業務に関する質問」と必ず記載すること。
※受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。
- (3) 回 答 公平性を保つため、令和5年9月19日（火）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。
なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
- (4) 提出先 赤磐市総合政策部秘書広報課
メールアドレス：hisho@city.akaiwa.lg.jp

6 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（別記様式4）を提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

- (1) 提出期限 令和5年10月6日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送
※持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載すること。
- (3) 提出先 赤磐市総合政策部秘書広報課

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

①企画提案書（任意様式）

ア 提出部数は、正本1部（押印したもの）、副本9部とする。

イ 提案内容は、本業務の実施について具体的に記載すること。また、要求仕様以外で、本市にとって有益な提案について盛り込むこと。ただし、提案上限額内での提案とすること。

ウ 企画提案書は、A4判で、製本して提出すること（A3版を使用する場合は、折り綴じること。）。

②見積書（任意様式）

ア 提出部数は、正本1部（押印したもの）、副本9部とする。

イ 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

③実施スケジュール（任意様式） 10部

※準備等に係る必要日数等が分かる具体的なスケジュールを記載すること。

(2) 提出期間 令和5年9月25日（月）から令和5年10月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるよう記載すること。

(4) 提出先 赤磐市総合政策部秘書広報課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定委員会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出された書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し、総合的に審査、採点することにより、総得点の高い順に受託候補者と次点者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和5年10月13日（金） ※時間については別途通知する。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市役所本庁舎2階第1会議室

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うも

のとする。

- ③プレゼンテーションの内容は、企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④プレゼンテーションは企画提案書を基に行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤プレゼンテーションは、1事業者につき、企画提案書の説明等を20分以内で実施し、その後20分程度の質疑応答時間を設ける。
- ⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

評価項目		配点
基本事項	<ul style="list-style-type: none">・業務内容を理解し、業務の遂行にあたっての考え方、方針、提案等の概要が明確に示されているか。・仕様書に記載されている目的を達成するための具体的な方策が明確に示されているか。・業務実施に向け、必要な準備や環境整備を実施する具体的なスケジュールが示されているか。	20点
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・過去5年間に、国や地方公共団体、民間企業等において、本業務に類似する業務を受託し、履行した実績があるか。	10点
人員体制	<ul style="list-style-type: none">・業務責任者及び電話交換取扱者を含め、業務を遂行するための組織体制が具体的に示されているか。・電話交換取扱者は、入電件数に対応できる適切な数を確保しているか。又は、電話交換取扱者を2席以上設けた上で、対応できない電話については、市役所へ自動転送するなどの体制が取られているか。	10点
設備要件	<ul style="list-style-type: none">・赤磐市代表電話で受電している全ての回線を業務実施場所で円滑に受電でき、担当部署へ転送できる設備が整っているか。・業務に必要な回線工事、本市の現用電話交換機への工事内容等が明確に示されているか。・業務実施場所において、必要な情報処理設備が整っているか。	15点
品質管理	<ul style="list-style-type: none">・準備期間及び業務開始後において、電話交換取扱者等に電話応対・接遇研修を実施する具体的なスケ	15点

	<p>ジュールが示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルが発生した際の対応策、原因の調査、再発防止策について、明確に示されているか。 ・個人情報保護及び守秘義務を遵守する体制が示されているか。 	
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等に想定される事案及びその対応策が具体的に示されているか。 	10点
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・業務金額は妥当かどうか。 	10点
創意工夫/自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・要求仕様以外で、通信費の削減など、本市にとって有益な提案が盛り込まれているか。 	10点
合計		100点

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10 契約等

- (1) 審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。
- (2) 契約金額は、受託候補者と示談により決定する。
なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。
- (3) 受託者は、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。
- (4) 本プロポーザルは、赤磐市役所代表電話交換業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整の上確定するものとする。
- (5) 受託者は、受託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (6) 上記のほか、本業務に係る契約手続は、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 1 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生じることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出後は、内容について追加、変更、差し替えは一切認めない。
- (7) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任について解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1 2 担当部署

赤磐市総合政策部秘書広報課

〒709-0817 赤磐市上市108番地1

TEL : 086-955-4770

FAX : 086-955-1261

E-mail : hisho@city.akaiwa.lg.jp